

西播磨縁結び推進員事業実施要綱

(目的)

第 1 条 結婚に関する相談やお見合い相手の紹介などの縁結び活動を行う、西播磨縁結び推進員(以下「推進員」という。)を委嘱し、西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)での結婚や子育ての良さを広く伝え、独身男女の出会いの機会を創出することを目的とする。

(活動内容)

第 2 条 推進員は、第 1 条の目的を達成するために、委嘱期間内に、次の第 1 号から第 5 号に掲げる活動のうち、任意の活動を行なう。なお、活動回数は合計 3 回以上とする。ただし、8 月から 11 月に委嘱された者については 2 回以上、12 月から翌年 3 月に委嘱された者については 1 回以上活動を行うこととする。なお、同一人物からの相談対応を同一日に複数回行っても活動回数は 1 回とする。また、同様に、同じ男女の引き合わせを同一日に複数回行っても活動回数は 1 回とする。

- (1) 独身男女への結婚の働きかけ
- (2) 独身男女やその親族等からの結婚相談対応
- (3) 結婚を希望する独身男女の引き合わせ
- (4) 「西播磨結婚応援企業」の登録の働きかけ
- (5) 「西播磨縁結び推進員」の登録の働きかけ

2 上記の活動で、他の公費助成を受けたものは本事業の対象としない。

(対象者)

第 3 条 推進員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 西播磨地域に在住または在勤・在学で、未婚者支援に誠実に取り組める 30 歳以上の者
- (2) 業として結婚相談又は結婚紹介を行わない者
- (3) 地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動など、結婚支援以外の活動を行わない者
- (4) 暴力団員等に該当しない者
- (5) この要綱に定める事項の遵守を誓約した者

(推進員の委嘱)

第 4 条 推進員になろうとする者は、「西播磨縁結び推進員登録申請書」(様式第 1 号)と「西播磨縁結び推進員誓約書」(様式第 2 号)に必要事項を記入し、本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)の写しを添付して、西播磨県民局長(以下「県民局長」という。)に提出しなければならない。

2 県民局長は、前項の登録申請書を受理し、審査の結果、適当と認めるときは、推進員を委嘱するものとする。

3 県民局長は、前項の委嘱をしたときは、「西播磨縁結び推進員登録証」(様式第 3 号)を交付するものとする。

4 委嘱期間は、委嘱日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(推進員登録内容の変更)

第 5 条 推進員の登録内容に変更が生じた場合は、「西播磨縁結び推進員登録内容変更届」(様式第 4 号)を速やかに県民局長に提出しなければならない。なお、氏名及び住所の変更の場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

(委嘱の取り消し)

第 6 条 県民局長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 誓約書に掲げる事項に反したとき。
- (2) 虚偽の登録等が判明したとき。
- (3) 相談者等に対する迷惑行為や社会的信用を損なう恐れがある行為等、推進員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県民局長が必要と認めたとき。

2 推進員は、委嘱を取り消された場合は、「西播磨縁結び推進員登録証」を返却しなければならない。

(活動実績報告及び謝金)

第 7 条 推進員は、委嘱期間中の活動実績を、翌年度の 4 月 7 日までに「西播磨縁結び推進員活動実績報告書」(様式第 5 号)により県民局長に報告しなければならない。

2 県民局長は、同報告書の内容を適当と認めたときは、推進員に謝金を支払うものとする。

3 謝金は、委嘱期間一月につき 500 円で積算し、委嘱年度内の期間の謝金を一括して支払う。なお、月の途中で委嘱された者については、委嘱日が属する月を委嘱期間の始期とする。

4 前項のほかに、西播磨県民局が実施する研修に出席した場合は、1 回につき 3,000 円を支給する。

(謝金の返還)

第 8 条 県民局長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、謝金の返還を命ずることができる。

- (1) 「西播磨縁結び推進員活動実績報告書」に偽り又は不正の行為があったと判明したとき。
- (2) 第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、県民局長が相当の理由があると認めたとき。

(秘密の保持)

第 9 条 推進員は、活動で知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。推進員としての活動を終えた後も同様とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

西播磨縁結び推進員登録申請書

年 月 日

西播磨県民局長 様

西播磨縁結び推進員事業実施要綱の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、西播磨縁結び推進員の登録を申請します。

| | | | |
|------------------|--|-------|----------------|
| フリガナ | | | |
| 氏 名 | | | 印 |
| 性 別 | 男 ・ 女 | 生年月日 | 昭和 平成 年 月 日 |
| 住 所 | 〒 | | |
| 電話番号 (携帯電話可) | | FAX番号 | |
| メールアドレス | | | |
| 勤務先 又は 学 校 | 名 称 | | |
| | 所在地 | | |
| 備 考 | (所属する「こころ豊かな美しい西播磨推進会議」の構成団体名等をお書きください。) | | |

※ 下記の書類を添えて提出してください。

- ①西播磨縁結び推進員誓約書 ②本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）の写し

西播磨県民局長 様

西播磨縁結び推進員誓約書

このたび、西播磨縁結び推進員として活動するにあたり、下記事項を確認し、厳守することを誓約いたします。これに反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合には、委嘱を取り消されても異議はありません。

記

- 1 西播磨縁結び推進員の活動において知り得た秘密及び個人情報を、活動対象者本人の了解なく、開示、漏えい、利用等をいたしません。
- 2 西播磨縁結び推進員の地位を利用し、又は、その活動上知り得た情報等を利用して、西播磨縁結び推進員事業実施要綱第2条以外の活動（宗教活動、政治活動、営利目的の結婚相談・斡旋等）はいたしません。
- 3 個人のプライバシー及び個人情報の重要性を認識し、情報の管理には十分注意します。
- 4 暴力団員等（兵庫県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）ではありません。
- 5 西播磨縁結び推進員事業実施要綱に定める事項を遵守します。
- 6 上記各項の誓約に違反し、西播磨県民局又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

以 上

年 月 日

署 名 _____ 印

様式第3号（第4条関係）

（表）

西播磨縁結び推進員登録証

氏名 _____

西播磨縁結び推進員を委嘱します。

委嘱期間 年 月 日まで

年 月 日

兵庫県西播磨県民局長

（裏）

○縁結び活動を行う際は、本登録証を携行してください。

○登録者本人以外に、譲渡や貸与はできません。

兵庫県西播磨県民局県民交流室県民活動支援課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25

TEL 0791-58-2131 FAX 0791-58-0523

西播磨縁結び推進員登録内容変更届

年 月 日

西播磨県民局長 様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

下記のとおり、西播磨縁結び推進員の登録事項に変更があったので、西播磨縁結び推進員事業実施要綱第5条の規定により提出します。

※ 変更事項欄にチェックし、変更があった項目のみ内容を記載してください。

| <input checked="" type="checkbox"/> | 変更事項 | 変 更 内 容 | |
|-------------------------------------|---------------|---------|-------|
| <input type="checkbox"/> | (フリガナ) 氏 名 | () | ※ 旧氏名 |
| <input type="checkbox"/> | 住 所 | | |
| <input type="checkbox"/> | 電話番号 | | |
| <input type="checkbox"/> | FAX 番号 | | |
| <input type="checkbox"/> | メールアドレス | | |
| <input type="checkbox"/> | そ の 他 〔 〕 | | |

※ 氏名及び住所の変更の場合は、本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）の写しを添えて提出してください。

西播磨県民局長 様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

下記のとおり、西播磨縁結び推進員として活動を行いましたので、西播磨縁結び推進員事業実施要綱第7条第1項の規定により報告します。

| 活動区分 | 活動日 | 活動場所(市町名) | 活 動 内 容 |
|---------|-------|-----------|---------|
| 結婚の働きかけ | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| 結婚相談対応 | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| 引き合わせ | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |

※ 活動内容の記載例：〇〇市女性にお見合いを打診、〇〇市独身男性からの相談、男性〇歳と女性〇歳の引き合わせ

※ 同一人物からの相談対応及び同じ男女の引き合わせが、同一日に複数回なされた場合は活動回数は1回としてください。なお、他の公費助成を受けた活動は対象にはなりません。

| | |
|----------------------------|---|
| 交 際 開 始 組 数 | 組 |
| ※縁結び活動で交際が始まった組数を記入してください。 | |

◀「西播磨結婚応援企業の登録の働きかけ」「西播磨縁結び推進員の登録の働きかけ」は裏面に御記入下さい▶

| 活動区分 | 活動日 | 企業名（部署・支店等の単位の場合には単位名も記入のこと） | 企業の所在地 |
|----------------|-------|------------------------------|--------|
| 結婚応援企業の登録の働きかけ | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |

| 活動区分 | 活動日 | 活動場所（市町名） | 働きかけ方法 （チラシ配布・ホームページ紹介等） |
|----------------|-------|-----------|-----------------------------|
| 縁結び推進員の登録の働きかけ | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |